



(お知らせ)

27. 5. 19  
統合幕僚監部

ネパールにおける国際緊急援助活動等の終了に伴う自衛隊  
部隊の撤収について

- 平成27年4月25日にネパール連邦民主共和国で発生した地震に伴う被害に際し、同月27日、行動命令が発出され、同日以降、ネパール統合運用調整所（4名）、ネパール国際緊急援助医療援助隊（約110名）、ネパール国際緊急援助空輸隊等（約160名）により、カトマンズを中心とした医療援助活動等を実施していたところ、同国政府の意向等を踏まえ、本日、終結に関する行動命令が発出されたことを受け、派遣部隊は国際緊急援助活動を終了、明日以降順次撤収し、22日を目処に全隊員が帰国する予定です。
- 自衛隊による国際緊急援助活動は、ネパール政府のニーズを踏まえ、カトマンズの多国間調整所において具体的な内容を調整して行われ、主としてネパール統合運用調整所の要員がこれらの調整にあたりました。
- ネパール国際緊急援助医療援助隊は、4月30日から医療支援活動を開始し、5月18日までに、カトマンズ市内及び近傍の計5か所において、計約2,860名の診療を実施したほか、トリブバン大学の職員及び学生計約40名に対するメンタルヘルスに関する講義並びにメラムチにおける防疫活動を行いました。なお、診療は本日まで実施する予定です。
- ネパール国際緊急援助空輸隊は、C-130輸送機により、本邦からトリブバン国際空港への国際緊急援助活動に必要な物資等（医療品等）の空輸を2回実施しました。
- ネパール連邦民主共和国における我が国の活動に関しては、同国首相をはじめ、政府の様々な方々から感謝の意が表明されており、被災者の方々に対し効果的な医療支援等が実施できたものと認識しています。

(参考)

ネパールにおける国際緊急援助活動等の実績

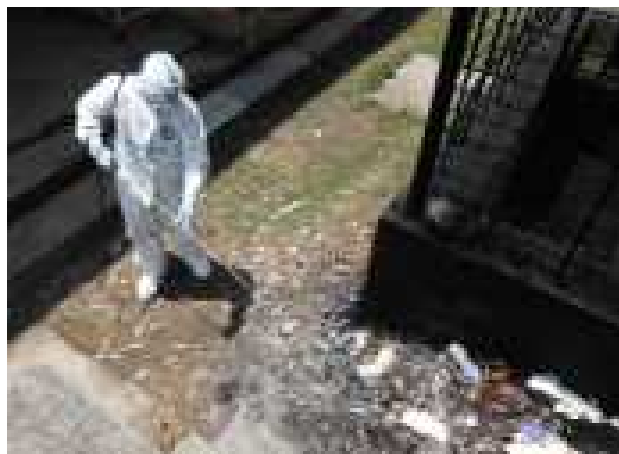
巡回診療



トリブバン大学における講義



防疫活動



多国間調整所における調整



C-130輸送機による物資等輸送

